

静岡県特定水産資源の採捕の停止に関する規則をここに公布する。

令和2年11月27日

静岡県知事 川勝平太

**静岡県規則第63号**

**静岡県特定水産資源の採捕の停止に関する規則**

(趣旨)

**第1条** この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第33条第2項の規定に基づき、特定水産資源の採捕の停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定水産資源の採捕の停止)

**第2条** 知事が法第33条第2項各号のいずれかに該当すると認める旨の告示をしたときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該告示をした日の翌日から同日の属する管理年度の末日（当該告示において期間が定められた場合にあっては、当該期間の末日）までの間は、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が同項の告示に係る場合に該当しなくなったと認める旨の告示をしたときは、同項の告示に係る者は、当該該当しなくなったと認める旨の告示をした日から同項の告示に係る特定水産資源の採捕をすることができる。

**附 則**

この規則は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。